

蒲郡市総合計画審議会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、おおむね10名とする。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴を希望する者は、会議の開催当日に蒲郡市総合計画審議会傍聴申込書（第1号様式）により事務局に申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みの受付は、会場にて、開会予定時刻の30分前から開始し、5分前に締め切るものとする。

(定員を超えた場合の取扱い)

第4条 傍聴の申込者数が定員を超えた場合は、先着順により定員までの傍聴人を決定する。

(傍聴証等の交付等)

第5条 傍聴人には、会議の開催当日に、蒲郡市総合計画審議会傍聴証（第2号様式）、傍聴に関する注意事項（別紙）及び会議資料又はその概要を記載した資料を交付する。

2 傍聴人は、傍聴証を携帯して、事務局が認めたときに会場に入場するものとする。

3 傍聴証は、会場を退場する際、事務局の職員に返却しなければならない。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (4) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場

合は、この限りではない。

(5) 次条に掲げる事項及び傍聴に関する注意事項を守らない者

(6) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛にし、かつ、会議における言動に対して拍手その他の方法で賛否の意思表示をしてはならない。

(2) 騒ぎ立ててはならない。

(3) 示威的行為をしてはならない。

(4) 飲食をしてはならない。ただし、会長が認める場合は、この限りでない。

(5) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為はしてはならない。

3 傍聴人は、写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、会長が認める場合は、この限りでない。

4 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 会長は、傍聴人がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第9条 蒲郡記者クラブ等の報道関係者については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

蒲郡市総合計画審議会傍聴申込書

蒲郡市総合計画審議会会長 様

本日開催される蒲郡市総合計画審議会の傍聴を申し込みます。
なお、傍聴にあたっては、別紙注意事項を遵守いたします。

住所

氏名

年齢

傍聴証番号 _____

第2号様式（第5条関係）

蒲郡市総合計画審議会

傍聴証

傍聴証番号 _____

（ 年 月 日限有効）

（別紙）

傍聴に関する注意事項

審議会の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 事務局が配布する傍聴証を左胸に付けてください。
なお、傍聴を終えたときは、事務局へ傍聴証を返却してください。
- 2 みだりに、傍聴席を離れないでください。
- 3 会議に対する発言はできません。
- 4 帽子、外とうの類を着用しないでください。
- 5 携帯電話及びポケットベルの電源を切るようにしてください。
- 6 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 7 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明したりしないようにしてください。
- 8 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用しないでください。また、張り紙、旗、垂れ幕等を掲げるなどの示威的行為をしないようにしてください。
- 9 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなどの行為をしないでください。

その他会議を妨害するような行為をしないでください。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。